

## 議案第 37 号

### 財産の売払いについて

次のとおり財産を売り払うことについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

#### 1 売払財産

| 区分 | 所在地                  | 地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) |
|----|----------------------|----|---------------------|
| 土地 | 琴浦町大字八橋字分ヶ谷頭3468番251 | 原野 | 30,486.20           |
| 土地 | 琴浦町大字八橋字分ヶ谷頭3468番252 | 山林 | 23,191.67           |
| 土地 | 琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番113 | 山林 | 7,726.95            |
| 土地 | 琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番114 | 山林 | 82.50               |
| 土地 | 琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番115 | 原野 | 39.80               |
| 土地 | 琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番116 | 原野 | 2,611.49            |
| 計  |                      |    | 64,138.61           |

2 売払予定価格 28,615,979 円

3 契約の相手方 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾 84 番地 1  
名称 米久おいしい鶏株式会社  
代表者 代表取締役社長 細井 康弘

#### 4 理由

残土処分場(帽子取第 1 処分場)として活用を図ってきた以西財産区有地について、有利な価格で売却できる見込みであるため。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

琴浦町長 福本 まり子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大平 高志